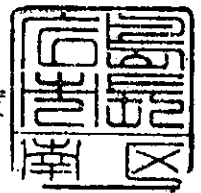


広島市告示（南区）第36号
令和7年3月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實



放置自転車等を撤去した年月日及び場所		保管自転車等の車体番号・防犯登録番号・その他保管自転車等を特定する為に必要な事項	別添のとおり	放置自転車等を保管している場所並びに返還手続を行う場所及び日時
年月日	場所			放置自転車等を保管している場所
令和7年3月12日	放置規制区域			広島市西区扇二丁目1番地
	広島駅南口周辺			広島市西部自転車等保管所
		電話 082-277-7916		
				返還手続を行う日時
				月曜日～日曜日
				10時30分～19時
				なお、祝日、振替休日、年末年始(12月29～1月3日)の間は取り扱いません。

連番	整理番号	車両区分	撤去場所	撤去日	車体番号	防犯登録番号等	車種	車体色
1	250312201004	自転車	南_規制区域	2025/03/12	STXCS00184	広島え049686	スポーツ	黒